#### こうすれば安心 就業規則

### 企業を守るメンタルヘルス対策

# 『休職の定義』

2012年度版 経営レポート

## 会社は改めて、定義し直そう!



#### 就業規則

このレポートは、企業で起こりがちな労務管理トラブルを基に、御社のトラブル防止や対策に対して情報発信をする事を目的としています。

#### すでに規定されている休職でも

厚生労働省は、パワハラの定義を公表し、また、昨年12月、メンタルヘルス不調による精神障害の労災認定の新基準を発表しました。これにより、今後の企業におけるメンタルヘルス対策が急務です。

休職期間とは、法律の定めにより、設けられている期間ではなく、会社ごとの就業規則等により自由に定められる期間です。とはいえ、もし病気やケガで一定の期間療養を必要とするような場合労務提供の不能を理由に解雇することを休職期間中は猶予する期間として、ほとんどの会社が「休職」の定めをしています。ところで、かつて病気やケガは療養すれば、復帰できる場合が多く、 メンタルヘルス不調のように、なかなか完治しずらく、繰り返す病気への対策は取られていません。

そこで、今後、従業員と会社のルールブックである就業規則においては、メンタルヘルス対策をもりこんだ内容に変更することをご提案します!

業務外	蓋然性	療養義務
休職を 命ずるのは 業務外の 事由による 傷病を 原因と するもの	その傷病が 休職期間中の療養で 治癒する という 蓋然性の 高いものに	休職中は 療養期間 として 在籍を 認められた 期間であり、 療養に
	限る	専念すること

#### これで、安心 就業規則 休職の条文例

会社は従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずることがある。 なお、第1号、第2号の場合、及び第4号の休職事由が業務外の傷病を原因とする場合には、 その傷病が休職期間中の療養で治癒する蓋然性が高いものに限る。

- ① 業務外の傷病により欠勤し、欠勤日より2か月経過しても、その傷病が治癒しないとき。 なお、治癒とは、従来の業務を健康時と同様に通常業務として遂行できる程度に回復する ことを意味する。
- ② 業務外の傷病により通常の労務提供ができず、またその回復に一定の期間を要するとき。
- ③ 業務命令により他社へ出向したとき
- ④ その他前各号に準ずる事由があり、会社が休職させる必要があると認めたとき。